提供された精子・卵子・胚による生殖補助医療により生まれた子の出自を知る権 利として、生まれた子が知ることができる提供者の個人情報の範囲をどのように設 定するか?

提供された精子・卵子・胚による生殖補助医療により生まれた子の出自を知る 権利を認める。

出自を知る権利の範囲としては、提供された精子・卵子・胚による生殖補助医療により生まれた子が開示を希望する場合、当該生まれた子に対して、

- (案1)精子・卵子・胚を提供した人に関する個人情報のうち、当該提供した人が 当該生まれた子に開示することを承認した範囲内の個人情報(当該提供した 人を特定できる個人情報を含む)を開示する。
- (案2) 当該提供した人を特定できる個人情報を開示する。

提供された精子・卵子・胚による生殖補助医療により生まれた子は、 上記に関わらず、自己が結婚を希望する人と結婚した場合に近親婚と ならないことの確認を公的管理運営機関に求めることができること

(3)生まれてくる子に関する提供を受ける夫婦の責任について 提供を受けた夫婦が生まれた子を責任を持って養育すべきこと

4.提供された精子・卵子・胚による生殖補助医療の実施、精子・卵子・ 胚の提供までの手続きや実施医療施設の施設・設備の基準について

(1)インフォームド・コンセント、カウンセリングの手続き等について 同意を実施する具体的な方法や時期、手続き等について

(後述 P 2 1 (2)提供された精子・卵子・胚による生殖補助医療に おける同意の取得について の「(ア)提供された精子・卵子・胚に よる生殖補助医療を受ける夫婦の書面による同意」の決定事項を説明 する。)

提供を受ける者、提供者が行った同意は、当該同意に係る当該生殖 補助医療の実施前であれば撤回することができること

胚提供を行う夫婦のうち、一方の意思だけで提供の撤回ができること

同意の撤回により提供する者は何ら不利益を被るものではないこと 同意の撤回により提供を受ける者は何ら不利益を被るものではないこと

<u>(以下提供された卵子による体外受精の場合)</u> ただし、提供者へのhCG注射を行った後に提供を受ける者の同意の 撤回が行われ、提供者が採卵せずに卵胞刺激を中止する場合、提供者 にOHSS発生等のリスクが生じる場合があること

提供された精子・卵子・胚による生殖補助医療を行う医療施設は、 当該生殖補助医療を受けた人が妊娠していないことを確認できたとき を除き、同意書を公的管理運営機関に提出すること

提供された精子・卵子・胚による生殖補助医療を受ける夫婦は、当該 生殖補助医療の実施に際して、当該生殖補助医療に関する専門知識を持 つ人によるカウンセリングを受ける機会が与えられること

(2)実施医療施設の施設・設備の基準について

公的審議機関の意見を聴いて国が定める指定の基準に基づき、提供された精子・卵子・胚による生殖補助医療を行う医療施設として、国が指定した医療施設でなければ、当該生殖補助医療を行うことはできないこと

5.管理体制について

(1)生殖補助医療に係る公的管理運営機関の業務の具体的な内容について

提供された精子・卵子・胚による生殖補助医療を受けた人が妊娠していないことを確認できたときを除き、当該生殖補助医療を行った医療施設は、保存している提供者の個人情報を公的管理運営機関に提出し、公的管理運営機関は当該情報を管理することとされていること

公的管理運営機関は、上記により提出された個人情報を、提供された精子・卵子・胚による生殖補助医療により生まれた子の要請に応じて開示するために80年間保存することとされていること

6 . その他について

(1) 守秘義務について

提供された精子・卵子・胚による生殖補助医療に関わる者が、職務 上知り得た人の秘密を正当な理由なく漏洩することは禁止されている こと

(2)提供された精子・卵子・胚による生殖補助医療以外の選択について 提供された精子・卵子・胚による生殖補助医療以外の選択が存在する こと(子供を持たない人生、養子縁組)

(3)認められていない生殖補助医療について 代理懐胎(代理母・借り腹)及び精子・卵子両方の提供によって得 られた胚の移植は認められていないこと

説明する方法は?

説明する医師は、説明した内容について記載されている文書を配布した上で、それを用いて説明する。

提供を受ける者が再度の説明を求めた場合、もしくは担当医師が当該 夫婦の理解について不十分であると判断した場合、担当医師もしくは当 該医師の指示を受けた他の専門職は、当該提供者に対して繰り返し説明 しなければならない。

提供を受ける夫婦は、説明を受けたあと、記名押印もしくは自署による 署名を行うことによって説明を受けた確認を行う。

説明する時期は?

施術ごとに提供を受ける夫婦への説明を行う。

シェアリング(P)の説明はどのように行われるのか? 事務局にて原案作成中

(イ)精子・卵子・胚を提供する人及びその配偶者に対する十分な説明の 実施

精子・卵子・胚の提供を受ける医療施設は、当該精子・卵子・胚を提供する 人及びその配偶者が、当該精子・卵子・胚の提供に同意する前に、当該精子・ 卵子・胚を提供する人及びその配偶者に対し、当該精子・卵子・胚の提供に関 する十分な説明を行わなければならない。(p37)

「精子・卵子・胚を提供する人及びその配偶者に対する十分な説明」とはどのようなものか?(説明の主体は?説明の客体は?説明する内容は?説明する方法は?説明する時期は?)

説明の主体は?

生殖生理学、発生学、生殖遺伝学等を含む生殖医学に関する全般的知識を有し、生殖補助医療に関する診療の経験が豊かで、医療相談、カウンセリングに習熟した医師。

説明を行う医師は、必要があれば他の専門職に説明の補足を依頼することができる。

説明の客体は?

提供者に配偶者がいない場合、提供者本人のみ。

提供者に配偶者(婚姻の届け出をしていないが事実上夫婦と同様の関係にある者を含む)がいる場合には夫婦であり、当該夫婦は原則として同時に揃って説明を受ける。

説明する内容は?

説明する内容は、以下のとおりとする。

以下、 は説明することを必須とする事項 は必要に応じて説明する事項

1.提供された精子・卵子・胚による生殖補助医療に関する医学的事項について

(1)提供者の受ける検査について

検査の種類(1)と各々についての具体的な実施方法、実施に要する期間等について

検査の過程における副作用や合併症のリスクと起こった際の医学的 対処方法について

(2)提供により実施される生殖補助医療について

提供された精子・卵子・胚による生殖補助医療の種類(2)と各々についての医学的適応、具体的な実施方法、実施に要する期間等について(特に注意事項として(3)が挙げられる)

提供をするにあたって起こりうる副作用や合併症のリスクと起こった際の医学的対処方法について(特に注意事項として(4)が挙げられる)

予想される結果等について(妊娠率、流産率、生産率、突然変異の

遺伝病・染色体異常・形態的な先天異常等の発生率等について。)。

- (1)については、P2の(1)を参照
- (2)非配偶者間人工授精(AID) 提供精子による体外受精、提供卵子に よる体外受精、提供胚の移植など。
- (3)非配偶者間体外受精の方法と管理について

卵子提供者が経口避妊薬(ピル)を使用している場合にはその使用を直 ちに中止すること

子宮内避妊器具(IUD)の使用は差し支えないこと

卵子提供者として採卵周期に入った場合は、その期間の性行為は禁止すること

卵子提供の場合、採卵を確実に実施するためには排卵誘発剤(hMG,FSH,GnRHアナログ等)による卵巣刺激法の施行、卵胞の成熟度確認、副作用の予防等のために毎日通院する必要があること

卵子提供者には卵巣刺激法の開始前に、なぜそれが必要なのか、いつから何日間位通院する必要があるのか十分な説明を受けること

卵巣刺激開始前、中間および最終日には担当医によって経腟超音波検査、 ホルモン検査等が施行されること

その結果、卵胞の成熟が確認されれば、定められた時間に来院し、hCGの注射を受けること

採卵は超音波ガイド下による経腟採卵法によって行われること 採卵を行う際には静脈麻酔がかけられる場合があり、その場合、副作用 が発生するリスクもあること

卵子提供者に対する採卵後のケアは24時間の安静、鎮痛剤、抗生剤の処 方等であること

また、採卵後1週間、担当医師や不妊治療について十分な専門性を有する看護師が採卵後の症状、状態についていつでも質問、疑問に答えられるように待機していること

(4)非配偶者間体外受精の成功率と医学的リスクについて

卵巣刺激法を実施している間は下腹部の違和感、膨満感などの卵巣過剰刺激症候群(OHSS)の前駆症状に対する注意が必要であり、もし問題が生じた場合には担当医師あるいは不妊治療について十分な専門性を有する看護師等がいつでも相談に応じられるような体制となっていること

卵巣刺激法を受けることによりOHSSになる可能性はあるが、卵子提供者は胚移植を受けないので、その危険性は通常の体外受精・胚移植より少ないこと

採卵操作によって通常の生殖補助医療と同様の出血、感染、他臓器穿刺、 麻酔合併症などのリスクが考えられること

ゴナドトロピンによる卵巣刺激によって卵巣癌のリスクが高まるという 報告もあるが、まだ実証されていないこと

卵子提供の場合、卵巣刺激法を実施したことによって、その後に提供者

自身の妊孕性が低下することはないこと

上記(1)~(2)の事項につき、

・ できるだけ正確な最新の情報を提供するように努めなければならない。

2.提供された精子・卵子・胚による生殖補助医療の実施及び精子・卵子 ・胚の提供について

- (1)提供された精子・卵子・胚による生殖補助医療の実施の条件について
- ()提供された精子・卵子・胚による生殖補助医療を受けることができる 者の条件について

提供された精子・卵子・胚による生殖補助医療全般に関わる条件について

加齢により妊娠できない夫婦は対象とならないこと

自己の精子・卵子を得ることができる場合には、それぞれ精子・卵子の提供を受けることはできないこと

夫婦の健康状態、精神的な安定度、経済状況など、生まれてくる子 どもを安定して養育していける夫婦に限って提供を受けられること

提供された精子・卵子・胚による生殖補助医療の種類ごとに適用される条件について

(精子提供者に対して)

精子の提供を受けなければ妊娠できない夫婦のみが、提供された精 子による人工授精を受けることができること

(提供された精子による体外受精を受ける者に対して)

女性に体外受精を受ける医学上の理由があり、かつ精子の提供を受けなければ妊娠できない夫婦に限って、提供された精子による体外受精を受けることができること

(卵子提供者に対して)

99子の提供を受けなければ妊娠できない夫婦に限って、提供された 99子による体外受精を受けることができること

(胚提供者に対して)

胚の提供を受けなければ妊娠できない夫婦に限って、提供された胚 の移植を受けることができること

ただし、卵子の提供を受けなければ妊娠できない夫婦も、卵子の提供を受けることが困難な場合には、提供された胚の移植を受けることができること

()子宮に移植する胚の数の条件について

体外受精・胚移植又は提供胚の移植に当たって、1回に子宮に移植する胚の数は、原則として2個まで、移植する胚や子宮の状況によっては、3個までとされていること

1回に2個以上の胚を子宮に移植する場合、仮に双胎、三胎となってもそれを受け入れることとされていること

(2)精子・卵子・胚の提供の条件について

()精子・卵子・胚を提供できる者の条件について

精子を提供できる人は、満55歳未満の成人であること。

卵子を提供できる人は、既に子のいる成人であって、且つ満35歳 未満であること

ただし、自己の体外受精のために採取した卵子の一部を提供する場合には、卵子を提供する人は既に子がいることを要さないこと

同一の人からの卵子の提供は3回までであること

同一の人から提供された精子・卵子・胚による生殖補助医療を受けた人が妊娠した子の数が10人に達した場合には、当該人から提供された精子・卵子・胚は生殖補助医療に使用することはできないこと

精子・卵子・胚の提供に当たっては、血清反応、梅毒、B型肝炎ウィルスS抗原、C型肝炎ウィルス抗体、HIV抗体等の感染症の検査を行うこと)

具体的には、提供時及びウィンドウ・ピリオドが終了した後に、上記の感染症についての検査を受け、陰性が確認された場合のみ提供できること

上記感染症の検査の結果は提供者に知らされること

遺伝性疾患に関しては、日本産科婦人科学会の会告「「非配偶者間人工授精と精子提供」に関する見解」の遺伝性疾患に関する部分及びその解説の当該部分に準じたチェック(問診)が行われること

遺伝性疾患のチェックの結果、提供を認められないと判断される場合もあること

()精子・卵子・胚の提供に対する対価の条件について

精子・卵子・胚の提供に関し、金銭等の対価を供与すること及び受領することは一切禁止されていること